

令和元年 9 月
定例教育委員会会議

会 議 録

令和元年 9 月 2 日開催

会 議 録

開催日時	令和元年9月2日（月）	午後2時	開会	
		午後3時	1分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室			
出席者	局長及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 杉山 信治，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 本田 哲嗣		
	事務局	説明員	学校教育部長 山川 俊巳 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 岩崎 昌美 社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 石原 伸広 文化振興課長 高桑 和寿 学校教育部次長 佐藤 潤一 公民館事業課長 片山 勝敏 教育政策課主幹 水野 泰子 教育指導課主幹 辻並 浩樹 学務課 及川 修二	
	事務局	事務局員	教育政策課 上江 昌弘 同 星 由里夏	
傍聴者	1人			
公開・非公開の別	一部非公開			
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について ・議案第2号 令和2年度に使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について ・議案第3号 旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について ・議案第4号 令和元年度旭川市文化賞受賞者について ・報告第1号 令和元年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について ・報告第5号 旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について ・報告第6号 旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について ・報告第7号 旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について ・報告第8号 旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について 			

- ・報告第9号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について
- ・報告第10号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について
- ・報告第11号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について

5 報告事項

- (1) 市議会経済文教常任委員会の報告について
- (2) 地域集会施設の活用に関する実施計画について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和元年9月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和元年5月定例教育委員会会議（令和元年5月21日開催）及び令和元年6月定例教育委員会会議の会議録（令和元年6月6日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和元年5月定例教育委員会会議及び令和元年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年5月定例教育委員会会議及び令和元年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和元年7月定例教育委員会会議（令和元年7月25日開催）、令和元年7月第1回臨時教育委員会会議（令和元年7月29日開催）、令和元年8月定例教育委員会会議（令和元年8月1日開催）及び令和元年8月第1回臨時教育委員会会議（令和元年8月9日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということがよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年7月定例教育委員会会議、令和元年7月第1回臨時教育委員会会議、令和元年8月定例教育委員会会議及び令和元年8月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」、議案第2号「令和2年度に使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「令和元年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「令和元年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制</p>

各 教 員	委 育 員	長	<p>定（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第8号「旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第9号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第10号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第11号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」、議案第2号「令和2年度に使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「令和元年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「令和元年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第8号「旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第9号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第10号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第11号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
教 育	長	長	<p>《 報 告 事 項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。</p>
学 校	教 育	部 長	<p>開催期日は、令和元年7月24日の1日間で行いました。商工業、観光、農林畜産業、学校及び社会教育に関する事項として、委員9名中1名、無党派Gの上野委員から「富沢ふれあいの家」について御質問がございました。</p> <p>富沢ふれあいの家の開設の経緯、概要、本年度の予算についてのお尋ねであり、平成2年5月に旧文部省が進めていた「木の教育研修施設整備」の対象事業として開設したものであること、補助金の交付を受けて取得した財産の処分制限期間である24年を経過した施設であること、定められている利用目的や利用者について、従事する職員の職種について、開業日について、本年度の予算とその内訳について、利用案内を市のホームページに掲載して周知していることとお答えいたしました。</p>
教 育	長	長	<p>委員からは、スポーツ合宿などにおいて、積極的に活用することなどの御提案があったところでございます。</p> <p>報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
近 藤	委 員	員	<p>ちょうど先週の土日にPTA連合会主催の事業で、富沢ふれあいの家を利用し、市内の小中学生30人ほどで1泊研修のような形で私も一緒に初</p>

教 育 長	<p>めて泊まってきたのですが、すごく良い施設で、近くの山で散歩をしたり、近くの牧場に行ったり、畑で収穫作業をさせてもらったりしました。市内からとても近くて交通の便が良いので、もっと活用できるとよいと思います。</p>
本 田 委 員 員 学 校 教 育 部 長	<p>教育委員会で管理している施設ですが、こういった形で維持管理、活用していくかということは、課題にもなっておりますので、またしっかりと検討を進めていければと思っております。</p>
本 田 委 員 員 本 教 育 長 各 委 員 員 教 育 長	<p>御提案と答弁について、もう少し詳しく教えてください。 施設が空いている状況がもしあるのであれば、例えば大学生や社会人などがスポーツ合宿などにも使えるのではないのかといった御提案でした。関係部局とも相談しながらということではありますが、私たちが富沢ふれあいの家を運営している状況では、小中学生の利用が前提ということもありまして、大人の方の利用は基本的にはできない形になっていることをお答えさせていただいたところです。</p>
公民館事業課長	<p>分かりました。 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（１）「市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（２）「地域集会施設の活用に関する実施計画について」、報告願います。</p>
教 育 長 各 委 員 員 教 育 長	<p>地域集会施設の活用に関する実施計画（案）につきまして、8月の定例教育委員会会議で説明させていただきましたが、先日開催されました旭川市行財政改革推進委員会で検討された後、文言の整理など、一部の修正を経て、地域集会施設の活用に関する実施計画のとおり決定いたしましたので、報告いたします。地域集会施設の活用に関する実施計画の5ページの将来像にありますように、今後この計画に基づき、まず令和2年度、当初の4月からの実施に向け、施設の開館時間及び休館日の見直しや、利用者負担額の改定のほか、住民センターなどの施設によって、これまでと比べて使用料が減額することから、市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免を廃止する検討をいたしております。また、現在公民館では飲食を伴う貸室の利用が制限されておりますが、公民館以外に利用できる施設がない地域も一部ございますことから、住民センター、地区センター同様に、公民館での飲食を可能とすることも検討したいと思っております。次に、令和6年度以降の第2段階に向け、施設の利用状況などを踏まえながら、社会教育法に基づく公民館の位置付けをはじめ、住民センター等における生涯学習に係る事業の実施、利用者負担額の2回目の改定、減免の取扱いの見直しなどを検討していくこととしております。</p>
教 育 長 各 委 員 員 教 育 長	<p>報告事項（２）「地域集会施設の活用に関する実施計画について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（２）「地域集会施設の活用に関する実施計画について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 員 教 育 長	<p>《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。</p>
	<p>(傍聴者退席)</p>

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「令和元年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第9号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第10号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第11号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。

各 委 員
教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「令和元年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第9号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第10号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第11号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。

議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」ですが、議案第2号「令和2年度に使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」と関連する内容ですので一括して説明願います。

岩崎学校教育部次長

令和元年8月定例教育委員会会議及び令和元年8月第1回臨時教育委員会会議では、令和2年度から使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に基づく教科用図書が採択されたところでございます。令和元年5月定例教育委員会会議におきまして、採択結果及び採択理由につきましては、採択終了後に市のホームページで公表することが決定されていたため、8月20日に採択結果を公表しております。

次に、採択理由を公表するに当たりまして、旭川市教科書調査委員会からの答申及び調査研究結果の報告並びに教育委員会会議での審議経過を踏まえ、別紙のとおり採択結果を整理いたしました。あわせて、旭川市立中学校用教科用図書につきましては、平成27年度に現行の教科用図書を採択した際の採択理由を掲載した上で、今回同一の教科用図書を採択した理由を記載しております。

教 育 長

議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択理由の公表について」及び議案第2号「令和2年度に使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」、御意見、御質問等はありませんか。

本 田 委 員

3つの段落構成になっていて、本市の実態を捉えた今回の採択の特徴が最後に示されており、読みやすい文章になっているのではないかと思います。とりわけ、新しい学習指導要領の教科書ですので、求められる資質能力が先に述べられているところが適切ではないかと私は思いました。

教 育 長

ありがとうございます。

中学校用の採択理由は箇条書きで整理していますが、小学校用は新学習指導要領の教科書採択の理由ということで、3つの段落構成の文章としたところが工夫した点です。今回の小学校用の形式がまた来年度の中学校の採択にも反映されていくと思っておりますが、調査委員会からの御報告、そして何より各委員からの御意見を総括した形でまとめております。この内容については、協議・検討・審議を進めてここまでまとめてきており、それぞれの文言を支える考えは個別に整理しております。

杉 山 委 員

道徳教科書の採択理由については、以前もう少し詳しくというような御

近藤委員	意見がありました。そういったことを受けて今回は非常に論理的にかつ簡潔に、しかも旭川の実態を踏まえて書かれているということで、前回に比べればはるかに改善されていると思いますし、納得できる採択になっていると思います。
教育委員 各教	私たちの議論がきちんと織り込まれていて、読み返すとそのときのこと がまた思い返されるような内容になっていると思います。 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用 図書の採択理由の公表について」及び議案第2号「令和2年度に使用する 旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」は、原案どお り決定することで御異議ありませんか。
各教 委員	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立 小学校用教科用図書の採択理由の公表について」及び議案第2号「令和 2年度に使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表につい て」は、原案どおり決定します。
	<p><議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱につ いて」> 令和元年9月2日から令和3年9月1日までを任期とする旭川市いじめ 防止等連絡協議会委員として任命又は委嘱することについて説明があり、 審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><議案第4号「令和元年度旭川市文化賞受賞者について」> 令和元年度旭川市文化賞受賞者を決定することについて説明があり、原 案どおりこれを決定した。</p>
教育委員 石原学校教育部長	次に、報告第1号「令和元年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、 報告願います。 本件につきましては、令和元年度一般会計補正予算について、令和元年 第3回定例市議会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものでござ います。市議会の議案の提出期限等の関係上、緊急に処理する必要があ りましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定に より、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告 するものでございます。 今回の補正は1件でありまして、債務負担行為の設定によるものでござ います。 東旭川学校給食共同調理所管理費でありますけれども、現在改築中であ ります、（仮称）旭川市東旭川学校給食センターにつきましては、令和2 年1月に現受配校10校で供用開始いたしますけれども、その後、同年4 月から新受配校5校が新たに加わります。それらの給食配送業務委託につ いて、令和2年度から令和4年度までを期間として、2億280万円を限 度額とする債務負担行為を設定するものでございます。 債務負担行為の設定に係る補正予算を第3回定例市議会に提案する理由 といたしましては、学校給食の配送においては、学校給食の食器や食缶を 入れてあるコンテナを積み下ろしするために、パワーゲートを備えた特殊 な車両を必要といたしますが、車両の調達に半年程度時間を要するという ことによるものでございます。また、トラックの確保のために初期投資を 必要とすることや、運転手と従事者の安定雇用を図るため、3年間の複数 年契約としてまいりたいと考えております。
教育委員	報告第1号「令和元年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御

各教	委員	長	意見，御質問等はありませんか。
			ありません。
			それでは，報告第1号「令和元年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は，報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。
			「異議なし。」と認め，報告第1号「令和元年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は，報告のとおり了承します。
			次に，報告第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」，報告願います。
石原学校教育部次長			本件につきましては，条例の制定に係る市長への意見の申出について，旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により，教育長が臨時代理いたしましたので，同条第3項の規定により報告するものでございます。
			本条例は，現在改築中であります旭川市東旭川学校給食共同調理所につきまして，その名称を改めるとともに，新たに設置いたします調理実習室，研修室の使用手続等に関しまして必要な事項を定めようとするものでございます。施行日につきましては令和2年1月1日としております。施設名称につきましては，先ほど補正予算で（仮称）ということで申し上げたところでございますけれども，従来の学校給食の調理機能に加え，新たに2階部分には給食調理作業の見学コーナーや調理実習室，研修室を設置いたしますことから，施設の機能を分かりやすく表す名称となるよう，旭川市東旭川学校給食センターとしたいと考えています。なお，施設の正式名称につきましては，施設の機能や地域性を表すため，東旭川学校給食，そういった言葉を入れなければならないということで，名称の長さが一定程度必要となりますことから，呼びやすく，親しみを持っていただくためにも，愛称の募集を検討してございます。詳細が決まりましたら，別途教育委員会会議に御報告してまいりたいと考えております。
教	育	長	報告第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」，御意見，御質問等はありませんか。
			いよいよオープンに向けて，先ほどの予算もそうですけど，関係条例も改正をいたしまして，準備を整えていく状況でございます。愛称も募集していくというような意向がありますので，また報告の機会があるかと思えます。是非オープンの際には，単なる給食施設というだけではなくて，研修室や食育に関する勉強ができるようなスペースも設けていますので，御覧になっていただきたいと思います。
			他に御意見，御質問等はありませんか。
各教	委員	長	ありません。
			それでは，報告第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」は，報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。
			「異議なし。」と認め，報告第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」は，報告のとおり了承します。
			次に，報告第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」ですが，報告第4号「旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」，報告第5号「旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」，報告第6号「旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」，報告第7号「旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」及び報告第8号「旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」と関連する内容ですので一括して

酒井社会教育部次長	<p>報告願います。</p> <p>本件につきましては、社会教育部が所管する施設の条例の一部を改正する条例の制定に関するものであります。改正する条例は、旭川市公民館条例、旭川市科学館条例、旭川市民文化会館条例、旭川市井上靖記念館条例、旭川市大雪クリスタルホール条例、旭川市彫刻美術館条例の6件で、令和元年第3回定例市議会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものでございますが、市議会の議案の提出期限等の関係上、緊急に処理する必要があることから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。</p>
教 育 長	<p>改正の内容についてでございますが、以前から御報告させていただいたとおり、平成29年度に改訂いたしました「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、使用料・手数料について見直し作業を進めてまいりましたが、市民や附属機関からの意見聴取を行い、8月20日に料金改定等の最終案を確定しましたことから、関係条例の改正について市議会に提案するものでございます。なお、詳細な内容につきましては、それぞれ議案書、添付資料に新旧対照表がついておりますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。</p> <p>報告第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」及び報告第8号「旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
滝 山 委 員	<p>10月から消費税が10%になりますが、この料金は10%の消費税をかけた額で徴収するということですか。</p>
酒井社会教育部次長 教 育 長	<p>今まで5%の消費税でしたが、改正に伴いまして8%になります。</p> <p>過去3年間の施設管理にかかる直接経費をベースに使用料の算定をしておりますので、そういう意味では次の料金改正の段階では10%の影響も出てくると思っておりますが、今の段階では8%分が反映されることとなります。</p>
滝 山 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>分かりました。</p> <p>他に御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」及び報告第8号「旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定（臨時代理）について」及び報告第8号「旭川市彫刻美術館条例の</p>

一部を改正する条例の制定（臨時代理）については、報告のとおり了承します。

<報告第9号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和元年8月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第10号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和元年7月1日から同年8月19日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第11号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和元年7月19日から同年8月6日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和元年9月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教 育 長
各 委 員
事 務 局
教 育 長